

各
〔都道府県知事〕
〔市長〕 殿
〔特別区長〕

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令について

水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 6 号。以下「改正省令」という。）が、令和元年 5 月 29 日に公布、施行されることとなった。

ついては、下記について御了知の上、貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対しこれを周知するとともに、その施行に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は、厚生労働大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者には別途通知していることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

水道におけるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物対策について、最近の厚生労働科学研究及び諸外国における研究の報告等から、地表水（河川水、湖沼水等）を原水とする水道施設の耐塩素性病原生物対策として、濾過設備による濾過を行った上での紫外線処理が有効であるとの科学的知見が得られたことを踏まえ、水道における耐塩素性病原生物対策をさらに推進するため、所要の改正を行うもの。

第 2 改正の概要

1 紫外線処理の適用範囲の拡大（改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 1 項第 8 号関係）

これまで、地表水を原水とする浄水施設においては、濾過等の設備であって耐塩素性病原生物を除去することができる設備を設けることを必要としていたが、濾過等の設備の後に紫外線処理設備を設ける場合には、地表水を原水とする浄水施設でも紫外線処理を用いることを可能とすること。

2 紫外線処理設備の技術的要件の改正（改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令第 5 条第 9 項第 4 号関係）

紫外線処理を用いる浄水施設の要件である、水の濁度を常時測定するための設備の設置について、地表水を原水とする浄水施設にあっては必ず設置すること。なお、地表水以外を原水とする浄水施設にあっては、水の濁度が紫外線処理に支障を及ぼさないことが明らかかな場合は、この限りでないこと。